

湯沢市湯沢文化会館ネーミングライツ契約書

湯沢市（以下「甲」という。）と△△△△（以下「乙」という。）は、甲の所有する湯沢市湯沢文化会館に乙が愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の導入に関して、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、湯沢市湯沢文化会館にネーミングライツを導入することにより企業等の地域貢献機会を拡大するとともに、公共施設の運営に係る新たな財源を確保し、安定した財政基盤の強化を図ることにより、地域の活性化に資することを目的とする。

（契約期間）

第2条 この契約によるネーミングライツの存続期間は、令和8年×月×日から令和×年3月31日までとする。

（愛称）

第3条 甲は、乙に対して次の表のネーミングライツを付与する。

施設正式名称	所 在	愛 称
湯沢市湯沢文化会館	湯沢市字沖鶴 103 番地 1	☆☆☆

（対価）

第4条 ネーミングライツの対価は、年額●●円（うち消費税及び地方消費税の額●●円）とする。

2 乙は、前項に定める対価を甲が発行する納入通知書により納付するものとする。

3 この契約の存続期間において、湯沢市湯沢文化会館が施設全般にわたり 30 日以上連続して使用不能となった場合は、使用不能日数に応じて、前項に規定する対価を日割りにより減ずるものとする。この場合において、甲が既にその額を超える対価を受領しているときは、当該超過した額を乙に返還するものとする。

4 この契約の存続期間の中途において、契約の解除によりこの契約が終了した場合における解除の日が属する年度における対価は、当該年度の開始日から解除の日までの日数に応じて日割りにより計算した額とする。この場合において、甲が既にその額を超える対価を受領しているときは、当該超過した額を乙に返還するものとする。

5 前2項の返還金には、利息を付さないものとする。

（愛称の表示）

第5条 乙は、この契約に基づき湯沢市湯沢文化会館に愛称を表示することができるものとする。

2 愛称を表示する費用は、原則として乙の負担とする。

別紙2

3 愛称を表示する位置、仕様等については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(愛称の変更)

第6条 乙は、愛称を変更しようとする場合は、あらかじめ甲と協議し、承諾を得なければならない。

2 愛称の変更に要する経費は、乙の負担とする。

(知的財産権)

第7条 乙が愛称に関する知的財産権を取得した場合においては、乙は、甲がこれが無償で使用することを認めるものとする。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により定めるものとする。

(履行に伴う義務)

第8条 甲は、愛称に乙の商号又は商品名が含まれることにより、発信される様々な情報が乙の名誉又は信用を毀損することがないように十分に配慮するものとする。

2 乙は、愛称に乙の商号又は商品名が含まれることにより、その商号又は商品名から発信される様々な情報が甲の名誉又は信用を毀損することがないように十分に配慮するものとする。

3 甲は、湯沢市湯沢文化会館で行われる行事の主催者及び湯沢市湯沢文化会館を使用する関係者に対して、これらの者が施設の名称を表示するあらゆる機会に愛称を使用することを求め、愛称の露出が得られるよう努めるものとする。

4 甲は、新聞、雑誌、テレビ等マスメディアが施設の名称を表示する場合においては、愛称が優先して使用されるよう努めるものとする。

(甲の解除)

第9条 甲は、乙が次のいずれかの事由に該当することとなった場合は、乙に対して書面で通知することにより、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙の責めに帰すことができない場合を除き、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき

(2) 乙の社会的信用を損なう行為により、市や施設のイメージが著しく損なわれるとき

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、第4条第4項の定めにかかわらず、乙は、当該解除の日を含む契約年度に係る対価の返還を甲に請求することができないものとする。

(乙の解除)

第10条 乙は、甲が次のいずれかの事由に該当することとなった場合は、甲に対して書面で通知することにより、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲の責めに帰すことができない場合を除き、甲がこの契約に定める義務を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき
- (2) 施設が天災地変、事件等により6月以上にわたって使用不可能となったとき

(解除に伴う原状回復)

第11条 第9条及び前条第1項第2号の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、自らの負担で速やかに原状に復さなければならない。ただし、甲が原状に回復させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令等の規定に基づき開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、この契約の終了後又は解除後においても同様とする。

(契約の更新)

第15条 乙は、この契約の更新を希望する場合には、契約満了の6か月前までにその意思を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に規定する通知を受領したときは、この契約の更新について乙と協議しなければならない。

3 第1項に定める通知がない場合、又は前項に定める協議が不調となった場合は、乙は、自らの負担により甲の指定する期日までに施設を原状に復さなければならない。

(訴訟等)

第16条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立は、秋田地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めがない事項については、甲乙協議の上、決定する。

別紙2

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年×月×日

甲 湯沢市佐竹町1番1号
湯沢市
湯沢市長 佐 藤 一 夫

乙 湯沢市_____
△△△△
代表取締役 _____